

Tax News Flash

November 2024

貸倒引当金の損金算入に関する新規定

法人税計算における貸倒引当金の損金算入に関する従前の規定（PMK-81）を改正する財務大臣令2024年第74号（PMK-74）が2024年10月18日に発行された。当該事項に関する税務上の処理を会計基準（現在のPSAK109）と整合させることを目的としている。

税務規定調和法および2022年政令第55号に基づき、銀行、ファイナンス・リース会社、消費者金融、ファクタリング会社、その他の金融機関は、適用される会計基準に従って計上された貸倒引当金を税務上も損金算入することができる。ただし、金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan/OJK）による一定の制限が設けられている。

PMK-74では、損金算入のための貸倒償却処理として2つのアプローチが規定されている。

- 債権が回収不能となった時点で直接償却する方法（直接法）
- 引当金を通じて償却する方法（間接法）

対象となる事業体

PMK-74は、この規定の対象となる事業体を規定している。OJKに登録されていれば、通常の金融業務またはシャリア金融業務に従事することが可能となる。以下に列挙する事業体は、法人税において貸倒引当金の損金算入をすることが認められている。

1. 銀行（商業銀行および地方銀行等）
2. ファイナンス・リース会社
3. 消費者金融
4. ファクタリング会社
5. その他の金融機関（マルチファイナンス、ベンチャーキャピタル、質屋、その他の国営金融機関等）

貸倒引当金の計算における制限

PMK-74では年度末の貸倒引当金の計算に下記の制限が適用される。

1. ステージ毎に債権の信用状態を分類する納税者に対する上限（PSAK109の適用が必要となる納税者）

ステージ	上限比率
1 - ステージ1 - 通常	1.4%
2 - ステージ 2 - 著しい信用悪化	23%
3 - ステージ 3 - 信用毀損	71%

2. 回収可能性を考慮して債権を分類する納税者に対する上限（PSAK109の適用が求められていない納税者）

回収可能性	上限比率
1 - 正常先	0%/0.5%/1%
2 - 要注意先	3%/5%
3 - 要管理先	10%/15%
4 - 破綻懸念先	50%
5 - 破綻先、実質破綻先	100%

担保の適用と種類

上記1の方法では、貸倒引当金を計算する際に担保を債権から控除しない。しかし、上記2の方法では、流動性担保については100%、その他の担保については75%を控除する必要がある。担保価値はOJK報告書（納税者がOJKに担保報告義務を負っている場合）に基づくものとする。PMK-74では控除可能な担保の種類とシェア金融における融資額についても規定している。

税務計算の目的

従前のPMK-81では、納税者は会計上の貸倒引当金の合計額と税務上の貸倒引当金の合計額を比較し、税務調整額を決定する必要があった。しかし、PMK-74では、損金算入可能な引当金は会計上の引当金または税務上の上限のいずれか低い方とされ、適用する方法のそれぞれのカテゴリーによって決定される。

例1. ステージ毎に債権の信用状態を分類する方法

ステージ	貸付金額	貸倒引当金 (会計)	上限(%)	上限金額	貸倒引当金 (税務)
	a	b	c	d = a x c	e
1	860,000	12,900	1.40	12,040	12,040
2	85,000	8,500	23.00	19,550	8,500
3	20,000	18,000	71.00	14,200	14,200
				合計	34,740

例2. 回収可能性を考慮して債権を分類する方法

回収可能性	シャリア 融資	貸倒引当金 (会計)	担保	純債権	上 限 (%)	上限金額	貸倒引当金 (税務)
	a	b	c	d = a - c	e	f = d x e	g
1	1,400,000	5,500	-	1,400,000	1	14,000	5,500
2	55,000	1,000	33,000	22,000	5	1,100	1,000
3	3,000	500	18,000	1,200	15	180	180
4	200	200	120	80	50	40	40
5	2,000	2,000	1,200	800	100	800	800
						合計	7,520

貸倒償却対象リスト

貸倒償却対象リストの新しいフォーマットが導入され、貸倒償却の種類と証憑書類を含む追加の欄が設けられている。納税者は、以下の4種類の証憑書類を分類し添付しなければならない。

- 法的提出書類
- 合意書面
- 公示資料
- 債務者の承認

移行措置

既存の銀行、*Bank Perkreditan Rakyat*（地方銀行）および *Bank Pembiayaan Rakyat Syariah*（*Bank Perekonomian Rakyat* または *Bank Perekonomian Rakyat Syariah*に変更されていないもの）はPMK-74を適用して、下記のとおり2024年度の貸倒引当金を計算することができる。

- PMK-74を適用して貸倒引当金の期首残高を再計算しなければならない。
- PMK-74を適用して計算した2024年度期首残高と従前の規定に基づいて計算した2023年度期末残高の差額は下記の通り取り扱う。
 - 2024年度期首残高が2023年度期末残高を上回る場合、その差額は2024年度および/または2025年度に控除することができる。
 - 2024年度期首残高が2023年度期末残高を下回る場合、その差額は2024年度の課税対象となる。

KPMG コメント:

期首残高への調整により、2024年度または2025年度の法人税申告書が過払いのポジションになる可能性がある。納税者は過払いを単年度に充当するべきか、または2年間にわたって充当するべきかを慎重に検討する必要がある。

また、貸倒償却対象リストを完成させるだけでなく、貸倒償却の裏付けとなる書類が法人税申告書に添付されていることを確認し、貸倒償却が税務署によって否認されないように備える必要がある。

お問合せ先

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

34th Floor Jakarta Mori Tower
40-41, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888

Abraham Pierre

Head of Tax

Abraham.Pierre@kpmg.co.id

ジャパングデスク

三竿 祥之

Country Deputy Head of Japanese Desk

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

尾花 宏

Hiroshi.Obana@kpmg.co.id

橋本 洋一

Yoichi.Hashimoto@kpmg.co.id

kpmg.com/id

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2024 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.